

序 章

21世紀に入り、医療の高度化・専門化が進み、少子高齢化に伴う疾病構造の変化や情報化・国際化など健康を取り巻く社会環境は著しく変化し、社会的ニーズも多様化している。特に、看護職者に対しては「より質の高い看護」の提供が強く求められ、その役割や機能拡大への期待は高まる一方である。

新潟青陵大学開学から13年が経ち、看護教育の新たな進化が求められている今、こうした社会的要請に応えるべく、新潟青陵学園のこれまでの教育・研究・実践の実績を踏まえ、2014（平成26）年4月に「新潟青陵大学大学院看護学研究科」を開設した。

看護学研究科では、看護を実践の科学として発展させるために、研究のフィールドを看護領域の現場に置き、実践に活かせる教育研究を推進できる高度専門職業人の育成を目的としている。これらの人材は、エビデンスに基づく知見・知識を活用し、看護の問題を科学的に思考し解決能力を高めて、看護の質向上に寄与することが期待される。教育研究における基盤として、「ケアの心」と「実践知」の2つのキーワードを掲げ、教育目的は「高度な専門的な知識と技術をもった教育研究者の育成」「学際的かつ国際的な視点をもった指導者の育成」「人間性豊かな感性をもち、地域の健康支援に取り組む指導者の育成」を目指している。中心的学問領域には「母子看護学分野」「成人看護学分野」「看護管理学分野」の3分野を設置している。

2015（平成27）年度に本研究科は完成年度を迎え、更なる大学院生の幅広いニーズに応じていくために、分野の増設やコースの新設等を視野に入れ、継続的に検討を進めている。2018（平成30）年度より、「母子看護学分野」に専修免許状を取得できる養護教諭課程を開設した。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<評価の視点1>

新潟青陵大学の教育理念は実学教育を基調とし、「生命尊厳・人間尊重である。教育目的は「国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請に応えると共に、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上を実現すべく、看護学科と福祉心理学科連携の下に教育・研究を行い、医療福祉権での地域社会に貢献できる人材の育成」としている。

本学研究科では、このような大学の教育理念と教育目的を踏襲し、教育研究における基盤として「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを基盤として、教育・研究・実践力を兼ね備えた人材、そして看護学の発展と社会に貢献できるリーダーの育成を目指すべく教育目的を設定している。（資料1-1）。

教育目的

- ①高度な専門的な知識と技術をもった教育研究者の育成
- ②学際的かつ国際的な視点をもった指導者育成
- ③人間性豊かな感性をもち、地域の健康支援に取り組む指導者の育成

・資料1-1：学生便覧2018 P2、327

<評価の視点2>

本学研究科では、このような大学の教育理念・目標を踏襲し、教育研究における基盤として「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを基盤として、看護学を実践の科学として発展させるために、研究フィールドを看護領域の現場におき、実践に活かせる教育研究を推進することができる高度専門職業人の育成を目指している。

高度専門職業人には、エビデンスに基づく知見・知識を活用したケアの遂行能力を培い、看護の問題解決のための科学的思考力と研究能力を高め、看護学を開発・推進していくことである。中心的学問領域には「母子看護学分野」「成人看護学分野」「看護管理学分野」の3分野を設置し、教育目的に準じてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを以下に定めている。

育成する人物像には、以下のディプロマ・ポリシーに反映している。

1. 看護実践・教育・研究を通して、生涯学習できる高度な専門的能力を身につけている。
2. 専門分野における実践知を学問的に意味づける能力を身につけている。
3. エビデンスに基づいてケアの質向上を図る能力を身につけている。
4. 文化の多様性を理解し、高い倫理観をもって総合的に調整する能力を身につけている。
5. 専門領域における課題に取り組み、学術的視点で研究活動ができる能力を身につけている。

ディプロマ・ポリシーで示した身につけるべき資質・能力を学生が習得できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

1. 共通科目は高度専門職業人の育成のために、幅広い学識の涵養と看護学の基礎的理論や研究方法について学ぶ科目を配置する。
2. 科学的根拠に裏付けられた論理的思考力を高めるための科目を配置する。
3. 母子看護学分野、成人看護学分野、看護管理学分野のそれぞれに、講義・演習・実習の課目を置き、実践能力を高める科目を配置する。
4. エビデンスに基づいた論理的思考力と課題解決に向けた実践力を高める科目を配置する。
5. 多様な異文化や価値観を理解し、看護実践のあらゆる場面において看護の理論と実践を結び付けて理解する能力、チームリーダーとして、連携・協働する能力を高める科目を配置する。
6. 専門分野の研究活動を通して知見を広げ、教員の指導のもとで論文を作成する看護学特別研究科目を配置する。

・資料 1-1：学生便覧 2018 P2、327

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<評価の視点1>

本学研究科の理念・目的、それに基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、学生便覧、大学院案内パンフレット、募集要項に明示している（資料1-1、1-2、1-3）。

- ・資料1-1：学生便覧 2018 P327～328
- ・資料1-2：大学院案内パンフレット 2019
- ・資料1-3：募集要項 2019

<評価の視点2>

大学の理念・目的、研究科の目的の周知及び公表は、学生便覧、大学院案内パンフレット、募集要項のほかに、4月の入学式の新入生ガイダンス、本学のホームページに掲載している。また、大学院進学者確保のための広報活動の強化として、年1回（6月）の看護学研究科説明会（オープンキャンパス）、新潟県看護協会等職能団体や県内の実習施設及び小中学校・高等学校に大学院パンフレットの送付、病院での大学院説明会の開催、本学教員が講師を務める研修会での周知、本学同窓会及び学部生への大学院のピーアールなど、教職員、学生、社会一般に広く周知を図っている（資料1-4、1-5、1-6）。

- ・資料1-4：大学院パンフレットの送付先
- ・資料1-5：大学ホームページ <http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/>
- ・資料1-6：大学院オープンキャンパスのチラシ 2019

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

<評価の視点1>

大学で設定した長・中期目標基本項目及び中期活動課題（資料1-7）に基づいて、本学研究科では、基本項目Ⅰ「組織・運営基盤」の中期活動課題から「2. 学士・修士課程充実と、学部・大学院（修士・博士課程）の新設・拡充」について検討している（資料1-8）。修士課程の充実については、大学院入学者の幅広いニーズに対応していくために、また看護を取り巻く社会の専門分野とそれを構成している領域の再編・新設を検討し、2020年度の大学院パンフレット及び募集要項に載せていく計画である。

- ・資料1-7：長・中期目標基本項目及び中期活動課題
- ・資料1-8：H30年度第2回及び第3回代表者会議議事録

（2）長所・特色

本学研究科では、実践に活かせる教育研究を推進できる高度専門職業人の育成という明確な目的をもち、その達成に向けて具体的な教育目標、ディプロマ・ポリシーを設定している。また、教育課程もそれにそった科目が配置されている。

2018（平成30）年7月に看護管理学分野の修了生の第1期生が、日本看護協会の認定看護管理者試験に合格し、本学修了生の認定第1号となった。このことは教本学研究科が目指している高度専門職業人の育成に繋がることと評価できる。

今後も、これら本学研究科の理念・目的、教育の特色や学習環境支援について本学教員が講師を務める研修会の受講経験や看護研究指導、実習施設の職員、卒業生に広く周知することで志願者に理解が得られやすい状況にある。

（3）問題点

教育理念・目的を踏まえて教育目的を示しているが、それを具体化する教育目標が設定されていないので、早急に検討する予定である。

広報活動においては、志願につながるように学生募集の広報活動を戦略的に行っているとは言え、潜在的に学ぶ意欲のある専門職の掘り起こしに取り組む必要がある。また研究科説明会の参加者も各年度5人前後であり、説明会を機に志願につながる参加者もいるが、説

明会の周知など広報活動の強化が求められる。さらに、学士課程にある在学生のシームレスな入学については3年次や4年次を対象にオリエンテーションや保護者会などを通して大学院教育について説明をしているが、未だ、在学生のシームレスな入学までには至っていない。

今後は、本学ホームページの研究科紹介では分野別のページを設けていないため、教員や大学院生の教育・研究活動が理解でき、発信できるような改善が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学研究科では、高度専門職業人の育成に向け、研究科の目的は維持されているといえよう。本学研究科がこれまで輩出した10人の修了生のほとんどが県内の医療施設に勤務しており、広報活動が一定の学生確保につながっているとは言え、今後も定員の充足や大学院相談会の参加者数の動向をみながら、看護職が専門的に学ぶニーズに幅広く対応していくために専門分野の再編など大学院教育課程の拡大、大学院教育の質向上のための教育実践研究の充実と推進、広報活動の強化を図っていきたい。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

<評価の視点1>

看護学研究科は、本学の教育上の理念である「生命尊厳・人間尊重」に基づいて、「ケアのこころ」をもった人材の育成を目指している（資料4-1）。これを受けて、本学研究科の学位授与方針を次のように設定している。

表 学位授与の方針

看護学研究科では、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の能力を身につけているものに、修士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護実践・教育・研究を通して、生涯学習できる高度な専門的能力を身につけている
2. 専門分野における実践知を学問的に意味づける能力を身につけている
3. エビデンスに基づいてケアの質向上をはかる能力を身につけている
4. 文化の多様性を理解し、高い倫理観をもって総合的に調整する能力を身につけている
5. 専門領域における課題に取り組み、学術的視点で研究活動ができる能力を身につけている

学位授与の方針は全学的な基本方針に沿って明確にされており、本学ホームページ（資料4-5）や大学院案内パンフレット（資料4-2）、学生便覧に掲載することにより誰もが容易に参照できる方法であることから、適切に学位授与方針を定め公表しているといえる。

- ・資料4-1：学生便覧2018（看護学研究科 教育理念・目的）
- ・資料4-2：大学院案内パンフレット2019
- ・資料4-5：大学ホームページ <http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/>

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、本学研究科は、下記のとおり、教育目標及びディプロマ・ポリシーとの整合性を確認した教育課程の編成・実施方針（以下 カリキュラム・ポリシー）を定めている（資料4-1, 4-2）。教育内容を必修科目と選択必修科目、選択科目に分け、学生の順次的・体系的な学びに配慮している。

表 教育課程の編成方針

1. 共通科目は高度専門職業人の育成のために、幅広い学識の涵養と看護学の基礎的理論や研究方法について学ぶ科目を配置する
2. 科学的根拠に裏づけられた論理的思考力を高めるための科目を配置する
3. 母子看護学分野、成人看護学分野、看護管理学分野のそれぞれに、講義・演習・実習の課目を置き、実践能力を高める科目を配置する
4. エビデンスに基づいた論理的思考力と課題解決に向けた実践力を高める科目を配置する
5. 多様な異文化や価値観を理解し、看護実践のあらゆる場面において看護の理論と実践を結びつけて理解する能力、チームリーダーとして、連携・協働する能力を高める科目を配置する
6. 専門分野の研究活動を通して知見を広げ、教員の指導のもとで論文を作成する看護学特別研究科目を配置する

これらは、本学ホームページや学生便覧に掲載しており、誰もがアプローチしやすい公開方法として適切である。

・資料4-1：学生便覧2018（大学の教育理念と教育目標、看護学研究科教育理念・目的）

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<評価の視点1>

本学研究科の教育課程は、本学の教育理念である「生命尊厳・人間尊重」を踏襲し、教育研究における基盤として、「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを掲げ、体系的に科目を配置している。科目区分は、共通科目と専門科目に分け、共通科目は3つの専門分野に共通する教育研究に必要な基礎的素養・を涵養する専門基礎科目として位置づけとして11科目を配置し、専門科目は「母子看護学分野」、「成人看護学分野」、「看護管理学分野」と「看護学特別研究」から構成され、各分野の専門性を探求し、より教育研究活動を発展させるための科目としている。共通科目には必修科目と選択科目があり、必修科目は「看護倫理」、「看護教育学」、「看護研究法」、「ケアリング論」、「原書講読」の5科目（10単位）である。選択科目は広い基礎的素養の涵養に加えて、対象理解、問題解決能力、看護実践の管理能力、研究能力も総合的に高められるように「看護心理学」、「教育心理学特論」、「看護政策論」など6科目を配置している。「看護情報統計学」は、疫学解析に必要な統計手法を学修し、「教育課程行政特論」、「教育学特論」は養護教諭専修免許状取得にあたり、教職に関する科目として学修する。専門科目は、3つの分野において、専門に応じた知識・技術を段階的に効率よく修得できるように、特論と演習を配置している。特論Ⅰは、その分野を専攻した学生に限らず総論的な教育内容とし、特論ⅡとⅢは、専攻分野の知識・技術をより深められるような教育内容としている。演習は、専門分野の多くの情報、経験を教育や研究に効果的に発展させるために、文献クリティーク、フィールドワークなどを取り入れて、より実践的な学習方法としている。「看護学特別研究」では、修士論文作成のための指導を1年次から継続的に行っており、前期と後期にそれぞれ「修士論文中間発表会」と「修士論文公開発表会」を設定している。専門分野の学修を踏まえ、研究指導教員の指導を受けながら、批判力、倫理観、表現力の涵養を養い、修士論文としてまとめる(資料4-1)。

<評価の視点2>

年度末に、他委員会との連携や、学生の円滑な学修環境の確保、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対照や実施上の評価、修士論文作成に関する業務について PDCA サイクルの評価を行っている（資料 4-5）。

- ・資料 4-1：学生便覧 2018（本研究科の科目配置の特色）
- ・資料 4-5：学務委員会平成 29 年度実施計画：PDCA サイクルシート

<評価の視点3・4>

本学研究科は平成 26（2014）年度 4 月に設置し、平成 29（2017）年度 3 月に第 1 回の修了者を出したところである。点検・評価項目①、②、③について粛々と進めているところである。行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応については、認証評価機関から評価を受けた時点で検討していく必要がある。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

<評価の視点1>

シラバスの内容は、DP と関連させながら学習目標や授業内容、準備学習、成績評価方法や評価の基準を明示している（資料 4-7）。授業内容とシラバスとの整合性については、シラバスを教員間でチェックする（資料 4-8）こと、前期・後期で行う授業アンケートを実施し評価することで確保している。また、学生の主体的参加を促すために、事前学習として課したレポートのプレゼンテーションやロールプレイ、フィールドワークなどを取り入れている（資料 4-7）。

本学研究科では、学生の入学後に学生、及び研究科委員会を組織する教員に修士論文作成スケジュールを明示した修士論文作成要項を配布し、それに基づいて研究指導を実施している。具体的には、「中間発表」、「修士論文提出」、「口頭試問による最終試験」、「公開発表」の実施時期を明記しており、各指導教員はそれに沿って研究指導をしている。また、月単位ではあるが、日程を学生便覧の授業歴に明示している（資料 4-1）。

しかし、効果的に教育を行うためには修士論文作成要項だけでは十分とはいえ、学生と教員が共に活用しやすい、学生便覧に記すことが必要である。

- ・資料 4-1：平成 30 年度修士論文作成要項
- ・資料 4-7：講義概要（シラバス）2018 看護学研究科
- ・資料 4-8：平成 29 年度第 8 回大学院が組む委員会議事要旨

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<評価の視点 1>

単位認定の趣旨に基づく単位認定を適切に行うために、教育目標、準備学習の内容やそれに要する時間、成績評価に含まれるテストやレポートなど、各項目の基準の数値化などを行い、成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置を行っている（資料 4-7）。履修・修了の要件は、学生便覧に明示している（資料 4-1）。

資料 4-7：講義概要（シラバス）2018 看護学研究科

資料 4-1：学生便覧 2018 2.3 履修・修了の要件

<評価の視点 2>

学位授与を適切に行うための措置として、論文審査基準を入学時に配布する修士論文作成要項に明示している。内容は、「修士論文作成要項に則していること」、「研究の方法及び対象者に対して倫理審査を終了し、倫理的配慮がなされていること」、「論文としての構成（要旨、本文、図・表、文献など）が適切であり、序論から結論まで一貫して論理的で、整合性があること」、「当該研究は、看護学に対する研究目的の意義が明確であり、看護学への研究成果の応用性が認められること」、「口頭試問において、研究内容を分かりやすく説明でき、質疑の的確に対応できること」の5項目を定め、これらがすべて「可」であることが、学位授与の条件となることとしている（資料 4-1）。このように、審査基準は修士論文作成要項に明示されているものの、学生の論文作成のプロセスをより活性化するためには十分とはいえ、今後は学生便覧に掲載していく予定である。

受理された修士論文については、学位審査及び修了認定の責任体制や客観性及び厳格性を確保するための措置を次のように行っている。研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査するが、メンバーは、主査1人及び副査2人の体制で行うこと、主査は当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員から、副査の1人は当該学生の研究指導教員、もう1人は学生の研究課題に関する専門領域の研究指導教員等から選定するというように明示している。さらに、提出された修士論文について論文審査と口頭試問による最終試験を行い、総合的に審査した判定結果を研究科委員会に報告し、論文審査会による修士論文の合否判定結果と当該学生の単位取得状況により、修士課程修了の合否を判定している。また、委員の3分の2以上が出席する研究科委員会の議を経なければならないと、手続きの明示をしている（資料 4-1）。

- ・資料 4-1：大学院学生便覧 2018、2-3 履修・
- ・資料 4-1：平成 30 年度修士論文作成要項
- ・資料 4-7：講義概要（シラバス）2018 看護学研究科
- ・資料 4-1：大学院学生便覧 2018、5 学位規程第 6 条

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査・卒業生、就職先への意見聴取
 - ・授業アンケート
 - ・修士論文公開発表会

<評価の視点1>

本学研究科では、半期ごとに学生を対象とした授業アンケートを行い、自らの授業への取り組みや態度、自己研修の現状の振り返りと今後の取り組みの課題や改善点について、シラバスに記載されている目標に到達できたか、授業に満足したか、シラバスに記載された授業内容や方法、評価方法等は適切であったか、改善点はあるかなどを自由記述で回答を求めている。それを受けて、科目担当教員が自らの課題や改善の方法について記載を促している。後者については、研究科委員会に報告している（資料4-2）。また、学習成果を検証するためのシステムが構築されていなかったため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成したところである（資料4-6）。看護学研究科においては、研究成果、学位授与数に加えて、卒業生への聞き取り調査をすることで、学習成果を評価していくことが今後の課題である。

- ・資料4-2：平成30年度第2回看護学研究科委員会議事録
- ・資料4-6：平成30年度教学改革推進会議議事録（資料4）

<評価の視点2>

修士課程修了判定を受けた学生の修士論文公開発表会における発表から、学習成果を評価している。しかし、統一した基準がないため、今後は学習成果の測定方法の標準化について検討していく。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<評価の視点1>

本学研究科の教育課程は、本学の教育理念である「生命尊厳・人間尊重」を踏襲し、教育研究における基盤として、「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを掲げ、体系的に科目を配置している。本研究科では、FD委員会により学期ごとに学生を対象とした授業アンケートを実施し、その結果を受けて各科目担当教員が改善策を明示したものを公表している。さらに、アンケート結果の集計と課題、及び改善の方向については、研究科委員会で話し合っていることから、適切に取り組んでいるといえる（資料4-2）。

・資料4-2：平成30年度第3回看護学研究科委員会議事録

<評価の視点2>

FD委員会主催でカリキュラムに関する研修会を実施し、評価と改善策についての教員の意見を取り入れ、それを反映していることから、取り組みは適切だといえる（資料4-3）。さらに、FD委員会では、修了生に面接調査を実施して、修士論文作成における学びの課程に関する研究を行っている。これは、DPを満たす人材を育成するための、教育課程や内容、方法の適切性を測る上で重要な資料となることが期待される（資料4-4）。

・資料4-3：平成29年度看護学研究科FD委員会資料

・資料4-4：平成29年度第9階看護学研究科委員会議事録

(2) 長所・特色

本学の教育目標として、幅広い知識を修得させ、地域社会の看護と福祉に寄与する実践的教育を目指すとして記している。これに基づいて、本学研究科では、既設の臨床心理学研究科・看護学部・福祉心理学部の教員との連携により、保健・医療・教育・心理・福祉などを専門分野とする教員を配置しており、多方面から人やシステムを理解するための学識を身につけられることが長所であり特色である（資料1-1）。

2016（平成28）年度より、高度専門職業人として更なる充実した学修を推進するため

に、各分野に「実習」科目を新設し、平成 29 年度より研究活動能力を高めるために「演習」科目に各種学会参加の場におけるゼミを導入している。また、修士論文中間発表会や公開発表会への下級生の参加の推進と、その後の先輩・後輩という縦の関係を活用した情報交換の場を設置し、ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学習成果の促進を図っている。

さらに、欠席した学生用として当該授業のビデオ作成環境の確保、ノートパソコンの在学期間中の無償貸与、学生室における学生個々のための机と本棚の確保、統計ソフト SPSS が搭載されたパソコン 2 台が準備されるなど、学修環境の整備に取り組んでいる。

- ・資料 4-1：2018 学生便覧（大学の教育理念と教育目標）

（3）問題点

本学研究科では、開設から現在まで、大学を卒業後、臨床経験を経ないで直接大学院を受験した学生が全くいない状況である。看護の基礎教育では、臨床経験を経なくても実習等により看護へのリサーチクエストを抱く機会は準備されているため、今後はシームレスな入学生にも対応しうる教育課程や学習環境について取り組む必要があるだろう（資料 4-5）。

また、実際は全員が働きながら学んでいることから、シラバスで提示する個々の授業で課す課題の重複が、学生の過度な負担となっていないか懸念されるため、学生の履修状況に関するニーズを把握するための情報収集と分析が求められる（資料 4-2）。

- ・資料 4-2：平成 30 年度第 2 回看護学研究科委員会議事録
- ・資料 4-5：平成 30 年度第 4 回看護学研究科委員会議事録

（4）全体のまとめ

本学研究科は 2014（平成 26）年に開設して 5 年目を迎え、10 人の修了生を輩出している。

DP に明示した学修成果が得られるようなカリキュラムの構築、学修環境が整えられるように、定期的に修了生を対象とした面接調査などを行い、より広い視野に立って改善策を検討していくことが求められる。FD 委員会が修了生に面接調査を実施していることから、教育課程や教育環境についての課題が浮き彫りになってくるものと期待される（資料 4-4）。さらに、高度専門職業人として、修了生がリーダーとしてより高い看護を提供していくために、臨地と大学院とのさらなる連携構築を図っていく必要がある。

- ・資料 4-4：平成 29 年度第 9 階看護学研究科委員会議事録

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<評価の視点1>

看護学研究科のアドミッション・ポリシーとして、

1. 志望する分野に必要な基礎的知識と技術を習得している人
2. 柔軟な発想と論理的な思考ができる人
3. 倫理的な感受性をもって行動できる人
4. 専門職業人として生涯にわたって研鑽し続ける意欲をもつ人
5. 地域・国際社会に貢献する意志をもつ人

を求めることを2015（平成27）年度に策定し、大学院案内パンフレット、学生募集要項及び本学ホームページに2016（平成28）年度から適用している（資料1-2、1-3、1-5）。また、大学院説明会の際にも大学院案内パンフレット、学生募集要項、過去の入試問題を配布の上、APについて説明を行っている（資料1-2、1-3、5-1、5-2）。

これらのAPは、DP、CPとの連続性や「学力の3要素」との対応、平易な文章を意識して作成され、看護学研究科代表者会議において整合性や理解しやすさについて検討を行っている（資料5-3）。

- ・資料1-2：大学院案内パンフレット2019
- ・資料1-3：学生募集要項2019
- ・資料1-5：本学ホームページ <http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/>
- ・資料5-1：新潟青陵大学大学院看護学研究科説明会プログラム
- ・資料5-2：新潟青陵大学大学院入学試験問題集
- ・資料5-3：平成28年度第6回看護学研究科代表者会議議事録

<評価の視点2>

入学者は、看護系の大学を卒業し、看護師の免許取得者並びに当該年度に取得見込みの者を原則としているが、学士の資格を有さない看護職の社会人に対しても個別の出願資格審査を行い、

大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願を許可している（資料 5-4）。

A P の内容を満たす学生を受け入れるために、一般選考においては筆記試験（小論文、英語）と面接試験、社会人特別選考においては筆記試験（小論文）と面接試験を実施している。高度専門職業人の育成をめざす大学院として筆記試験と面接試験及び出願書類（志願理由書、研究計画書等）により 5 つの A P について総合的に判定を行っている（資料 1-3）。

- ・資料 5-4：「出願資格認定」審査判定資料
- ・資料 1-3：学生募集要項 2019

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<評価の視点 1 >

（学生募集方法）

看護学研究科の学生募集方法は、学生募集要項や大学院案内パンフレットを作成し、県内の医療施設、実習施設、看護学部卒業生へ配布するとともに、大学ホームページにも掲載している。看護学部生にはオリエンテーションの際に配布、説明を行い、大学院進学への関心を高めるよう努めている。また、看護学研究科説明会を毎年 6 月に実施するとともに、施設訪問による説明会も実施している。さらに教員が講師を務める研修会等でも可能な範囲で配布を行っている（資料 1-2、1-3、1-6）。

- ・資料 1-2：大学院案内パンフレット 2019
- ・資料 1-3：学生募集要項 2019
- ・資料 1-6：大学院オープンキャンパスのチラシ

(入学者選抜制度)

看護学研究科の入学者選抜制度は、本学の入学者受け入れ方針に基づき、一般選考の他に社会人特別選考を提供している。社会人特別選考の対象は、保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等で3年生以上の実務経験（通算可）を有する者である。

入学者募集人員は一般選考と社会人選考を合わせて6人である。前期試験（9月）、中期試験（12月）、後期試験（2月）の3回実施するが、定員に達した時点でそれ以降の入試は行わない。

入学者選考方法は、出願書類（志願理由書、研究計画書等）と一般選考では筆記試験（小論文及び英語）・個別面接試験、社会人特別選考では筆記試験（小論文）・個別面接試験を総合的に判定する。研究科委員会において審議され、合否判定を行っている（資料5-5）。

受験のための出願前の手続きとして、出願希望者は出願前に入学後の履修計画や研究計画について、指導を受けようとする分野の教員に事前に相談することになっている。また、学生募集要項には修士課程の募集分野を提示し、研究指導教員名と研究指導分野を明確にして、出願を希望する者が判断できるようにしている（資料1-3）。

- ・資料5-5：平成28年度第5回看護学研究科委員会 議事要旨
- ・資料1-3：学生募集要項 2019

<評価の視点2> (入学者選抜実施のための体制)

看護学研究科に教員で構成される入試委員会を設置し、実施方法の適切性や合否判定の適切性など入試の方法について検討した後、研究科委員会で審議して決定している。また、事務職員で構成される入試広報課の職員と連携しながら、入試問題の作成・点検スケジュール、入試実施要項、筆記試験監督マニュアル、面接試験実施要項を作成し、入試業務に従事する教職員に周知徹底している。入試問題は学内教員で作成しているが、問題点検担当者による確認を行い、入試問題の漏洩や出題ミスがないよう公正な試験を実施している（資料6-2、5-6、5-7）。

- ・資料6-2：平成30年度看護学研究科組織機能図
- ・資料5-6：平成31年度入学試験について
- ・資料5-7：2019年度大学院看護学研究科入試（前期試験）実施要項

<評価の視点3> (公正な入学者選抜の実施)

筆記試験においては評価基準を、面接試験においては評価項目を作成し、複数の教員で評価を行い公正な試験を実施している（資料5-6）。入学者選抜基準として学生募集要項には試験科目の配点及び面接の実施・内容を明示するとともに、過去の入試問題を冊子にして希望者に配布し、透明性を確保している（資料1-3、5-2）。

- ・資料 5-6：平成 31 年度入学試験について
- ・資料 1-3：学生募集要項 2019
- ・資料 5-2：新潟青陵大学大学院入学試験問題集

<評価の視点 4 >

(合理的な配慮)

身体の障害等のある学生の受け入れにあたっては、学生募集要項において、「身体の障害等により、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願前相談の際にお申し出ください」という記載を示し、適切に対応している（資料 1-3）。

- ・資料 1-3：学生募集要項 2019

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

<評価の視点 1 >

適正な入学者選抜を行い、募集定員については入試委員会と研究科委員会で確認している。入学定員 6 人に対して開学以来、(2014 (平成 26) 年度 6 人、2015 (平成 27) 年度 7 人、2016 (平成 28) 年度 5 人、2017 (平成 29) 年度 7 人、2018 (平成 30) 年度 5 人) の入学者を受け入れた。

2014 (平成 26) 年度は前期試験のみであったが、定員を充足するために 2015 (平成 27) 年度は前期試験、後期試験の 2 回、2016 (平成 28) 年度からは前期試験、中期試験、後期試験の 3 回の入試を行っている。また、2016 (平成 28) 年度は 3 回目の後期試験終了時点で 4 人の合格者にとどまり、定員未充足であったため、急遽、後期 2 次試験を行い、1 人入学者を増加することができた。

2018（平成 30）年 7 月 1 日現在、看護学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.67 となっており、収容定員を上回っている（大学基礎データ表〇）。これは長期履修制度の利用者が多いこと、働きながら学ぶ学生が多いことから仕事との両立困難等による休学、留年のためである。開学以来、中途退学者はなく、留年者はいるが、在籍年数以内で全員修了している。以上のことから収容定員に対する在籍学生数は適性に管理できていると言える。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<評価の視点 1 >

年間を通した看護学研究科の学生の受入れに関しては、毎年 3 月の入試委員会でその年の検証を行い、次年度の課題を検討している。選抜方法や実施方法等に変更が必要になった場合には、研究科長と各委員会委員長等の教員で構成された代表者会議で変更案を検討し、研究科委員会で審議、決定している（資料 5-8）。

・資料 5-8：平成 27～29 年度入試委員会 PDCA サイクルシート

<評価の視点 2 >

前述のように 2016（平成 28）年度までの入試で応募者が少なく、その原因として社会人は英語が苦手受験に躊躇しているという状況があった。入学者受入れ方針の「柔軟な発想と論理的な思考ができる人」については、小論文の試験科目と面接で評価できると判断し、2017（平成 29）年度の社会人特別選抜の入試科目から英語を削除した（資料 5-8）。

・資料 5-8：平成 27、28 年度入試委員会 PDCA サイクルシート

(2) 長所・特色

本学のホームページの充実を図り、情報発信を行い、大学院説明会を開催してカリキュラムの説明に加え、個々の相談に対応することで志願者の理解を深めている。一般的に大学院においては定員確保が厳しい中で、年度により 1 人の増減があるものの開設以来 6 人の定

員を満たしていることは評価できる。また、出願前に希望する研究指導教員と研究内容について確認を行っており、入学後のミスマッチによる中途退学者がこれまで出ていない。

(3) 問題点

進学者確保の一つとして、学士課程にある在学生のシームレスな入学の推進について、オリエンテーションや保護者会などを通して大学院教育について説明している。しかし、現場での看護実践の経験がない中で研究活動を進めていくには厳しい状況もある。今後、シームレスな入学については本学研究科の教育目的との関連もあるので、時間をかけて検討していく必要がある。

アドミッション・ポリシーは募集要項等に明示されているが、それらを入学者選考方法のどこで判定するのかが不明確であるため、より詳細に設定し記述する必要がある。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、収容定員は充足しているが、応募者が少ないため、引き続き広報活動を積極的に行い、受入れ方針を満たす入学者を確保していく必要がある。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<評価の視点1>

本研究科では、本学の建学の精神及び教育理念、教育目的を達成するために、教育・研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意を持って、かつ、真摯に教育・研究に取り組む教員を求める。また、専攻分野に関する高度な知識・技能を有し、自己研鑽し続ける姿勢を示すことを心がける。

- ・資料 6-10：「平成 29 年度教員交流会終了アンケート結果報告書」
- ・資料 6-11：「平成 30 年度教員研修会」
- ・資料 6-4：「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」

<評価の視点2>

本学研究科には、学務及び運営その他の研究科の重要な事項、また授業及び指導並びに学位論文の審査など必要な事項を審議する研究科委員会が組織されている。研究科委員会の構成員は副学長、研究科長及びその研究科の授業科目を担当し指導する教授、主に授業科目を担当する准教授及び助教、陪席事務として学務課長及び課員をもって組織している。研究科委員会は研究科長がこれを管掌している。

研究科委員会は全学の大学組織図（資料 6-1）に、研究科の各種委員会とそこに所属する教員名が明示されている。研究科の運営については、教員人事、自己点検・評価、倫理審査、代表者会議（研究科長、各委員会の長及び分野代表者で構成）と、7つの付置委員会（学務、入学試験、広報、学術研究、国際交流、FD委員会、大学院看護教諭課程）をおき、その分掌事項は「大学院担当教員の人事」「入学・修了等々の学生の身分に関する事項」「教育課程及び研究指導」「学位の審査」「広報・入試業務に関する事項」「倫理審査に関する事項」等の教育や研究に係わる教学部分を担当している。委員会相互の機能分担、権限委譲は適切で、大学との連携を行っている。特に、大学と研究科の蜜な連携と教員の負担軽減のために、大

学で組織されている委員と研究科の委員は可能な範囲で重複するよう配慮し、適切に運営されている（資料 6-2）。

- ・資料 6-1：平成 30 年度大学組織図
- ・資料 6-2：平成 30 年度看護学研究科組織機能図

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

<評価の視点 1 >

（研究科の専任教員数）

本学研究科は、1 研究科 3 分野（母子看護学分野、成人看護学分野、看護管理学分野）を設置し、そのうち母子看護学分野は、母性看護学・小児看護学・学校保健の領域で構成されている。教授 15 人、准教授 4 人、助教 1 人、20 人で構成されている。なお、専任教員全てが看護学部と本学研究科を兼担している（資料 6-3）。

- ・資料 6-3：平成 30 年度教育課程表

<評価の視点 2 >

（授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置）

本学研究科では、共通科目 13 科目、専門科目（3 分野合計）19 科目、32 科目配置している。教育上主要な科目については、殆どの科目について教授が単としている。授業科目における学内の既設学部・学科との連携では、大学院臨床心理学研究科と看護学部、福祉心理学部の専任教員による講義を教育課程に反映している（資料 6-3）。

- ・資料 6-3：平成 30 年度教育課程表

(研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置)

本学研究科は、「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」(資料 6-4) により、「研究指導教員」「研究指導補助教員」「授業科目を担当する教員」となっている。

「研究指導教員」は大学設置基準(文部省令第 28 号) 第 9 条第 1 項の規定とともに、担当する専門分野において顕著な業績が認められており、かつ、論文作成指導の役割を十分に担うと認められる者であり、「研究指導補助教員」は博士または修士の学位を有する者であり、また担当する専門分野において顕著な業績が認められており、かつ、論文作成指導補助の役割を十分に担うと認められる者であり、「授業担当を担当する教員」は担当する専門分野についてすぐれた知識と経験を有すると認められた者としている。授業科目を担当する教員は担当講義、演習、実習の授業科目を担当し単位認定ができる授業担当教員と授業分担者に分けて規定し、それぞれの条件を全て満たすことを原則とすることを明確に示している。また、他学部の専任教員及び学外非常勤についても、教育研究上の必要性を踏まえて、同様に大学院教員資格審査を行っている。

研究科担当教員の資格に合わせて、「共通科目」は 3 つの専門分野に共通する教育・研究に必要な基礎的素養を涵養する専門基礎科目、専門科目は「母子看護学分野」、「成人看護学分野」、「看護管理学分野」と「看護学特別研究」から構成され、各分野の専門性を探求し、より教育研究活動を発展させるために、教員を配置している。

- ・資料 6-4：平成 28 年度「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」

(各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む))

本学研究科における専任教員の男女比は、男性 2 人(教授)、女性 18 人(教授・准教授・助教)で構成されている。看護学の研究を行うことから、女性教員の人数が多くなっている。しかし、専任の男性教員以外に教育研究上の必要性を踏まえて、共通科目や専門科目については、他学部(福祉心理学部)の専任教員 3 人、学外非常勤 3 人、6 人の男性教員を配置している(資料 1-1)。

国際性については、グローバル化に即した国際理解の教育・研究の強化・推進のためにも配置が必要であるが、現状では配置できていない。

- ・資料 1-1：学生便覧 2019

(教員の授業担当負担への適切な配慮)

院生が全て社会人のため、授業は夜間の6限(18:20~19:50)、7限(20:00~21:30)と土曜日の集中講義で実施している。そのため、専任教員及び他学部の専任教員の授業担当の負担増は否めない。そこで、教員の授業担当軽減のために、前期・後期の時間割作成の際、学部の講義・演習・臨地実習指導の予定を考慮して作成している(資料6-5)。

・資料6-5:平成29年度前期・後期時間割運用版

(バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置)

専任教員の年齢構成は70代1人、60代7人、50代7人、40代5人とやや高齢に傾いている傾向がある。院生は全員が社会人であり、臨床や教育現場での経験が問われる。また所属している施設においては管理職を担っている院生もいることから、教育や研究指導においては高い年齢構成ではあるが各年代に渡っており、バランスは取れていると思われる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<評価の視点1>

大学院の教員人事は大学院委員会がこれを担当し、専任教員の募集、採用、昇任等に関する手続きは、新潟青陵大学大学院教員選考に関する規定を準用している(資料6-6)。教員の選考にあたっては人格、識見、教授能力、教育・研究・管理運営上の業績、学会ならびに社会における活動及び健康等について、大学院の充実と将来発展に重点を置いた厳格な基準によって大学院の教員に適した者のなかから選考するものとしている。

教員の職位(教授、准教授、助教等)による選考は「教員選考基準」(資料1-1)に準拠して行っている。また、修士課程を担当する教員にあっては、「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」(資料6-4)を準用し、担当する専門分野に関して高度な教育研究上の指導能力があると認められる者として、研究指導教員、研究指導補助教員、授業科目を担当する教員の選考を行っている。

大学院教員資格審査に関する手続きは、大学院教員人事委員会において「大学院教員資格審査」を行う。その結果、「大学院教員資格あり」と判定した者について、学長諮問機関である教員人事委員会において審議し、評議会で決定される。その結果を本学看護学研究科委員会で報告する(資料6-7)。

- ・資料 1-1：学生便覧 2019
- ・資料 6-4：平成 28 年度「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」
- ・資料 6-6：平成 30 年度規則集第 3 編「新潟青陵大学大学院教員選考に関する規定」
- ・資料 6-7：平成 28 年度第 4 回研究科委員会「大学院教員資格審査に関する運営の流れ」

<評価の視点 2 >

上記でも触れたように、本学研究科の教員人事は大学院の充実と将来の発展に重点を置いた厳格な基準によって運用することが肝要であり、その基準に則り教員の募集、採用、昇任等について実施している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<評価の視点 1 >

本学研究科におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会は、「研究科委員会」の 7 つの付置委員会の内の 1 つに位置づき、3 人の委員（教授）の構成で、ほぼ毎月委員会を開催し、計画的に活動を行ってきた（資料 6-8）。

本学の規程に基づき、本学大学院教育研究水準の向上を図ることをねらいとして、平成 28 年度から毎年、前期・後期の年 2 回「大学院授業評価アンケート」の実施している（資料 6-9）。それにより明らかになった結果を科目担当の教員にフィードバックし、教員サイドのコメントの記入を依頼し、教員自身の授業評価及び次年度の改善策などを明記したコメントを、アンケートに協力した学生への回答として位置づけて、大学院生—教員間の双方向性のコミュニケーションが成立する体制の中で、明らかになった課題を教職員間での共有化を推進し、学習-教育活動の質的向上が図れるように展開していた。

次に大学院教員の教育力向上を図ることをねらいとして、2017（平成 29）年度から教員研修会を年 1 回実施している。第 1 段階では、大学院で受業を担当している全教員を対象に、現状で行われている教育上のジレンマや課題等を明らかにするために、FD 委員会主催の「平成 29 年度教員交流会」を開催し、ファシリテーションを活用して 11 人の参加者で GW を経て、討論会を行った（資料 6-10）。第 2 段階では、昨年度の FD で明らかになった大学院教育上のジレンマや課題を踏まえて、それに対する改善策を検討するために「平成 30 年度教員研修会」（資料

6-11)を企画し、今年度10月に他大学院から講師を招いて討議する予定である。

- ・資料 6-2：平成 30 年度看護学研究科組織機能図
- ・資料 6-8：平成 29 年度第 1 回～ 9 回議事要旨
- ・資料 6-9：授業アンケート
- ・資料 6-10：「平成 29 年度教員交流会終了アンケート結果報告書」
- ・資料 6-11：「平成 30 年度教員研修会」

<評価の視点 2 >

本学研究科としての委員会は、研究科予算により教員の研究活動を補助している。看護研究科の共同研究費の申請・審査の手順を定め、財務課の協力を得て研究科内への募集通知、学術研究委員会による審査、大学評議委員会での審査結果報告、補助の決定通知を行っている。

具体的な成果として、大学院看護学研究科共同研究費を申請し、2016（平成 28）年度「大学院 NP に関する授業見学、実地調査、大学院授業展開方法について研修会」、「慢性看護専門看護師養成コース開設準備」の 2 件、2017（平成 29）年度「大学院看護学研究科の母子看護学分野における養護教諭養成に向けたカリキュラムの再構築」、「大学院における研究手法活用の基盤形成に向けた取り組み」の 2 件、そして 2018（平成 30）年度「大学院における質的研究手法の教育的支援に向けた取り組み」「看護系社会人大学院生の修士論文作成における学びの過程に関する質的記述研究」の 2 件（平成 30 年度大学院看護学研究科共同研究費申請書）とほぼ毎年「共同研究費」の申請が行い、3 分野において教員の教育力向上や研究成果による看護の質向上を目指して活動を行った（資料 6-12）。

- ・資料 6-12：平成 28～30 年度共同研究費申請書・採択結果等

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<評価の視点 1・2 >

本学研究科では、大学が設定した長・中期目標「中期活動目標」を踏まえ、各委員会及び各専門分野が「実施計画：PDCA サイクルシート」に年度当初に 1 年間の活動目標を設定し、目標の達成に向けて活動している。年度末に各委員会及び各専門分野内で点検・評価（A：適切に達成している・B：概ね達成している・C：あまり達成できていない・D：実行していない）

を行い、その結果を研究科委員会で報告し共有している。

点検・評価結果については、改善・向上を含めて年度当初に活動目標を設定し PDCA サイクルを運用している（資料 6-13）。

また、本学研究科では毎年年間目標を設定し、その目標に対して総括を行い、大学全体の「事業計画書」を作成している（資料 6-14）。

- ・資料 6-13：平成 27～29 年度看護学研究委員会 PDCA サイクルシート
- ・資料 6-14：平成 29 年度看護学研究科目標総括

（2）長所・特色

大学院の両研究科、大学両学部の協同体制と連携により教育・研究活動が有機的に行われている。まず、教育については毎年実施している院生からの「授業評価アンケート」「FD 委員会」「研究科委員会」等の活動を踏まえて、院生サイドからの要望や課題視している事柄を明らかにし、次年度の授業改善に活用し教育内容や方法等の質的向上を図っていることである。

また、教員の研究活動の活性化を図るため、大学院両研究科と大学両学部の教員で学術研究委員会が組織され、各々の組織での活動と協同による活動を行っている。協同による委員会は月 1 回程度の定例開催をし、科研費の獲得や共同研究費による研究活動の推進を図るため、教員を対象にした研修会の実施、今年度は新たに外部支援機関（国立大学研究支援：RETOP）による事業の導入を行っている。

修士課程充実の一環として、大学院進学者の幅広いニーズに応えるための大学院教育課程の拡大に向け、今年度関連領域の教員で「研究科分野再編成ワーキンググループ」を組織した。ここでは、現状と今後の教員体制を踏まえ、分野・領域に拘らない研究が幅広く進めていけるような柔軟な編成の検討を行い、教員の専門性を活かすとともに、進学者の増加に努めていく。

（3）問題点

本学研究科の教員組織の適切性については、科目担当、教員配置の検証は授業アンケート結果をもとに行っているが、定期的な検証については今後行っていく方向で検討したい。

大学院看護研究科と大学看護学部の教員の兼任により、業務多忙の中、教育研究活動時間の確保が非常に困難である中、教員全体の研究活動の推進体制の充実が課題である。

社会人大学院生の特性上、学習レディネスにばらつきがあり、院生個々の実情やニーズ等に対応した効果的な教育支援のあり方が課題視されている。

(4) 全体のまとめ

本学研究科は、理念や目的を実現するために大学院に求める教員像や教員組織の基盤構築に取り組んでいる。今後も、大学院の適正な運営のための委員会組織、教員の教育・研究能力は指導教員個々による自己研鑽を図ると共に、定員確保に向けて大学院における教育研究組織の再編及び教育の拡充について推進していく。教員の研究においては大学院の両研究科、大学両学部との協同体制による研究活動の質的・経費的推進、大学院看護研究科の共同研究費補助による自由裁量が効く研究活動の推進が図られていくようにする。

終 章

本学研究科は2014（平成26）年4月に「新潟青陵大学大学院看護学研究科」を開設し、ようやく4年を経過した。この間入学定員を満たし、2018（平成30）年3月に10人が専攻分野の学修を修了した。

2015（平成27）年度に本研究科は完成年度を迎え、更なる大学院生の幅広いニーズに応じていくために、分野の増設やコースの新設等を視野に入れ検討を行った。それにより2018（平成30）年4月に「母子看護学分野」に専修免許状を取得できる養護教諭課程を開設し、2人の院生の入学があった。開設以来、収容定員は充足しているが、応募者が少ないため、引き続き広報活動を積極的に行い、受入れ方針を満たす入学者を確保していく必要がある。

また、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を得るために、院生のニーズに対応できる教育課程の構築、学修環境が整えられるよう、より広い視野に立って検討していくことが求められる。さらに、修了者がリーダーとしてより高い看護を提供していくための「高度専門職業人」として、活躍できるよう努力を続けていくことが重要である。なお、看護管理学分野の修了生1期生が、日本看護協会の認定看護管理者試験に合格し、本学修了生の認定第1号となったことは喜ばしいことであり、付記しておきたい。